

伊勢市教育委員会の後援等名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）名義使用の承認に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が行う事業について、教育委員会がその趣旨や内容に賛同していることを対外的に表明すること。
- (2) 協賛 団体等が行う事業について、教育委員会がその趣旨に賛同しその実施について支援すること。
- (3) 共催 団体等が行う事業について、事業の企画又は運営に参加し、教育委員会が共同主催者として責任の一部を分担すること。

(後援等を承認する団体)

第3条 教育委員会が、その主催する事業について、後援等の名義使用を承認する団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の機関、施設又はそれらの連合体
- (2) 学校法人
- (3) 社会教育及び生涯学習の普及、振興を目的とする団体又は個人
- (4) 青少年の健全育成を目的とする団体又は個人
- (5) 文化財の保護、活動を目的とする団体又は個人
- (6) 文化芸術の普及、振興を目的とする団体又は個人
- (7) スポーツの普及、振興及び育成を目的とする団体又は個人
- (8) その他、伊勢市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認める団体又は個人

(後援等を承認する事業)

第4条 教育委員会は、団体から申請のあった事業の内容が、次の各号に掲げる要件の全てに該当すると認められるものについて、後援等を承認する。

(1) 当該実施する事業が、教育委員会の施策推進に寄与するものであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- ア 幼児、学校教育を目的とするもの
- イ 社会教育又は生涯学習の普及、振興を目的とするもの
- ウ 青少年の健全育成を目的とするもの
- エ 文化財の保護、活用を目的とするもの
- オ 文化芸術の普及、振興を目的とするもの
- カ スポーツの普及、振興及び育成を目的とするもの
- キ その他、教育長が適当と認めるもの

(2) 公共性を有するもの

(3) おおむね県内全域を対象とするもの

(4) 営利を目的としないもの

(5) 特定の政党、若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの

(6) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの

(7) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの

(8) その他教育行政の運営に支障をきたさないもの

(後援等の申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施に係る行為を行う1ヶ月前に、伊勢市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）並びに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 団体は、定款、規約等団体の目的、組織、運営等、団体の活動実績を明らかにする書類、個人は活動実績を明らかにする書類（過去3年以内に教育委員会の後援等を得ている場合は、書類提出を要しない。）

(2) 事業計画書又は事業実施要項等事業の内容を明らかにする書類

- (3) 参加費等を徴収する事業については、事業収支予算書(様式第2号)
- (4) 協賛又は共催を求めるときは、教育委員会が行う援助又は市が担う責任の内容を明らかにする書類
- (5) その他教育長が必要と認める書類
(経費負担)

第6条 教育委員会は、後援等の承認に伴う当該事業への経費負担等を行わないものとする。

(後援等の承認)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を伊勢市教育委員会後援等名義使用承認(不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(後援等の承認期間)

第8条 後援等の承認をする期間は、原則として承認の日から6ヶ月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、教育長が特に認めた場合は、この限りではない。

(事業内容の変更等)

第9条 後援等の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに伊勢市教育委員会後援等名義使用承認事業変更報告書(様式第4号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として教育長が特に認めた場合は、この限りではない。

(後援等の取消し)

第10条 教育委員会は、次に掲げる場合には、後援等の名義使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正の行為により承認を受けたとき
- (2) 第9条に規定する変更の届出をしなかったとき
- (3) 承認を受けた者から申し出があったとき
- (4) その後援等を承認するのに不適當な行為があったと認めるとき

(事業終了後の報告等)

第11条 申請者は、当該承認を受けた事業終了後1ヶ月以内に、伊勢市教

育委員会後援等事業実施報告書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第5条第3号に規定する事業収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する事業実施報告書に当該承認を受けた事業に係る収支決算書（様式第7号）を添付するものとする。
- 3 教育委員会は、事業実施報告書を提出しない団体又は個人に対して、以後、当該団体又は個人が実施する事業に対して後援等の承認をしないことができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の日の前日までに、伊勢市教育委員会後援等の使用許可に係る取扱い基準の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定になされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の伊勢市教育委員会の後援等名義使用に関する事務取扱要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。